

事 務 連 絡
令和2年(2020年)12月7日

本 庁 各 課 長
教 育 庁 各 課 長 様
警 察 本 部 各 課 長

防災危機管理課長

飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知・遵守徹底について

飲食店等においては、これまでも業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスの感染防止策が講じられているところですが、昨今、会食の場で感染が広がるケースが増えています。このため、11月27日に「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、11月30日に「外食業の事業継続のためのガイドライン」が改訂されるなど各業界で業種別ガイドラインの見直しが進められています。

つきましては、これらの業種別ガイドラインを再度確認の上、感染防止策の一層の向上が図られるよう、所管する出先機関及び施設等に周知いただくとともに、所管する関係団体に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- 「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知・遵守徹底 (令和2年12月4日付事務連絡)」

<参 考>

- 内閣官房ホームページ (<https://corona.go.jp/>)

担 当 吉 山
内 線 2 4 9 3